

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率(平成13年分)

(1) 利子所得(源泉分離)	15%			
(2) 配当所得				
株式等				
イ 総合課税分	20%			
ロ 源泉分離(選択)課税分	35%			
ハ 確定申告不要分	20%			
株式等以外				
イ 公募投資信託等(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配等(源泉分離)	15%			
ロ 特定株式投資信託の収益の分配(総合課税)(平成8年4月1日以降適用)	20%			
(3) 割引債の償還差益(源泉分離)	18%(又は16%)			
(4) 上場株式等の譲渡所得等(源泉分離)	20%			
(5) 給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)			
(6) 退職所得				
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 (略)			
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%			
(6) 報酬・料金等				
イ 原稿料等(所得税法第204条1項1号)	} 1回の支払金額100万円までの部分 10%			
弁護士、税理士等(同条1項2号)		} " 100万円超の部分 20%		
職業野球選手、騎手等(同条1項4号)			}	
芸能等についての出演、演出等(同条1項5号)				}
契約金(同条1項7号)				
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号)	} 10%			
職業拳闘家(同条1項4号)		} = 1回の支払金額5万円超		
外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号)			} = 月中の支払金額12万円超	
バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の18)				} = (5千円×日数)を超える額
広告宣伝の賞金(同条1項8号)				
競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号)	} = (賞金額の20% + 60万円)を超える額			
ハ 診療報酬(同条1項3号)		= 月分の支払金額20万円超 10%		
ニ 公的年金等(所得税法第203条の2)		= ((公的年金等の支給額) - (控除額)) 10%		
ホ 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条～第209条)		= (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円超 10%		
ヘ 芸能法人(所得税法第174条10号)		10%		

3 - 1 課税状況

(1) 総括

区 分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	合 計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	164,993,608	1,799	-	164,995,407
配 当 所 得	12,586,663	7,038	63	12,593,764
上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	3,663,561	-	-	3,663,561
給 与 所 得	222,155,363	320,383	19,407	222,495,153
退 職 所 得	5,611,925	6,511	-	5,618,436
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	16,121,259	19,360	-	16,140,619
非 居 住 者 等 所 得	830,518	11,299	-	841,817
計	425,962,897	366,390	19,470	426,348,757

調査対象等：平成13年2月から平成14年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額並びに平成13年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

区 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成9	35,855,571	12,113,851	3,072,983	294,303,163	4,643,761	20,055,186	659,783	370,704,298
10	27,150,146	13,225,307	2,307,667	231,550,370	5,664,415	17,415,033	692,202	298,005,140
11	23,645,626	11,306,676	10,209,636	232,999,239	6,071,786	17,240,420	564,953	302,038,336
12	124,416,690	11,763,089	8,067,148	226,048,429	5,622,381	16,914,098	809,606	393,641,442
13	164,995,407	12,593,764	3,663,561	222,495,153	5,618,436	16,140,619	841,817	426,348,757

(注) この表は、「(1)総括」の「合計」欄を累年比較したものである。

3 源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税、 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
	千円	千円	千円
公 債	165,287	24,997	9,930
社 債	1,700,992	257,020	120,587
預 貯 金	郵 便 貯 金	1,048,456,531	355,525,451
	銀 行 預 金	37,372,020	12,098,740
	銀行以外の金融機関の預金	11,243,832	3,429,171
	勤務先預金の利子	1,822,898	274,164
合同運用信託の収益の分配	1,027,274	153,783	305,161
公社債運用信託の収益の分配	2,610	393	-
定期積金の給付補てん金等	1,754,011	266,259	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	277,445	42,366	423
割引債の償還差益	-	-	-
計	1,103,822,900	164,993,608	371,527,773

調査対象等：平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、投資信託の収益の分配及び投資法人の投資口の配当等	1,244,506	61,786,630	12,357,326	6,085	3,782,230
公募投資信託等の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等	-	185	28	-	-
計	-	61,786,815	12,357,354	-	3,782,230

調査対象等：配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払調書)」及び平成13年2月

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	信 用 取 引 等	310,572
	転 換 社 債 等	75,022
	その他の上場株式等	3,277,967
計	18,317,805	3,663,561

調査対象等：平成13年等に基づい

税 分	合 計		区 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
千円	千円	千円	
10,492,230	10,667,447	24,997	公 債
23,349,914	25,171,493	257,020	社 債
3,866,585	1,407,848,567	156,712,005	郵 便 貯 金
13,112,609	62,583,369	5,579,450	銀 行 預 金
12,491,261	27,164,264	1,683,171	銀行以外の金融機関の 預 金 利 子
-	1,861,208	274,164	勤 務 先 預 金 の 利 子
115,064	1,447,499	153,783	合同運用信託の収益の分配
-	2,610	393	公社債運用信託の収益の分配
10,560	1,764,571	266,259	定期積金の給付補てん金等
-	277,868	42,366	匿名組合契約等に基づく利益 の分配、生命保険等の差益
-	-	-	割 引 債 の 償 還 差 益
63,438,223	1,538,788,896	164,993,608	計

成した。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
人	千円	千円	千円	千円	
3,301	655,168	229,309	66,224,028	12,586,635	利益の配当、剰余金の分配、基金 利息の分配、投資信託の収益の分配 及び投資法人の投資口の配当等
-	-	-	185	28	公募投資信託等の収益の分配及び 特定投資法人の投資口の配当等
-	655,168	229,309	66,224,213	12,586,663	計

から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」
て作成した。

3 源泉所得税

(6) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の		
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	
	人	千円	千円	人	千円	
給与所得	俸給・給料・賞与	372,087	1,484,897,566	56,420,432	2,013,180	5,193,334,546
	日雇労働者の賃金	-	7,383,021	93,817	-	58,277,910
	計	-	1,492,280,587	56,514,249	-	5,251,612,456
退職所得	6,298	157,698,867	2,795,303	29,972	223,336,077	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	3	-	

調査対象等：平成13年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定資料**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(7) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	人	千円	千円	
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	64,429	8,719,945	897,918
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	155,355	56,172,097	5,655,252
	診療報酬	3,690	71,481,031	6,362,688
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	33,863	27,865,440	1,743,443
	芸能等についての出演料の報酬又は料金	4,910	1,763,572	186,920
	バー・キャバレーのホステス等の報酬又は料金	3,125	5,544,376	320,791
	契約金・賞金	2,716	1,158,223	39,130
	小計	268,088	172,704,684	15,206,142
法第203条の2該当 公 的 年 金 等	44,252	38,647,684	383,015	
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金	107,610	40,294,746	194,030	
法第174条該当 芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	302	3,406,488	338,072	
計	420,252	255,053,602	16,121,259	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	

調査対象等：平成13年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成14年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

他 源泉徴収税額	合 計			区 分
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	人	千円	千円	
164,980,912	2,385,267	6,678,232,112	221,401,344	俸給・給料・賞与 日雇労働者の賃金 計 } 給与所得
660,202	-	65,660,932	754,019	
165,641,114	-	6,743,893,044	222,155,363	
2,816,622	36,270	381,034,944	5,611,925	退職所得
288	3	-	288	災害減免法により徴収猶予したもの

(8) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課 税 分	非 課 税 又 は 免 税 分	総 額		適用の内容	人 員	支払金額	源泉徴収 税 額
公社債、預貯金 の利子等	-	1,227,791	-	1,227,791	163,369	租税特別措置法 又は租税条約	-	-	-
利益の 配当等	1,766	一般分	-	-	242,079	租税条約	1,162	1,455,909	218,487
		源泉分離 課税適用分	-	-	-				
計	1,766	1,573,392	104,490	1,677,882	242,079				
匿名組合契約等 に基づく収益の分配	-	-	-	-	-				
給与・賞与等	2,298	1,832,184	1,130,863	2,963,047	260,407	租税条約	-	-	-
退職所得	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
人的役務提供の 報酬等	71	12,427	-	12,427	3,062	租税条約	-	-	-
工業所有権その他の技術 に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	171	448,046	-	448,046	61,307	租税条約	34	118,280	11,838
著作権の使用料又は その譲渡による対価	22	52,654	-	52,654	7,746	租税条約	-	-	-
貸付金の利子	8	1,032	-	1,032	181	租税条約	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租 鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	8	9,009	3,359	12,368	1,402	租税条約	-	-	-
機械等の使用料	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
土地等の譲渡による 対価	21	208,881	-	208,881	20,888				
人的役務提供事業 の対価	605	365,904	-	365,904	69,838	租税条約	-	-	-
生命保険契約等 に基づく年金等	19	7,128	-	7,128	239				
賞金	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
合 計	-	5,738,448	1,238,712	6,977,160	830,518	計	1,196	1,574,189	230,325

調査対象等：平成13年分の非居住者等の源泉所得税について、平成14年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

3 源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

区 分	源 泉 徴 収 税 額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金の所得等	非居住者等所得	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
徳島県	徳島	157,689,346	728,349	611,469	25,111,077	753,133	2,250,231	72,703
	鳴門	332,452	204,238	24,443	6,907,030	163,785	308,932	6,611
	阿南	213,069	295,400	57,188	4,283,268	31,781	119,193	18,101
	川島	95,672	14,657	18,622	1,954,426	12,000	42,399	64
	脇町	64,696	13,048	13,378	1,421,939	16,076	31,328	714
	池田	64,858	30,617	26,894	1,839,434	7,728	46,179	6,376
	計	158,460,093	1,286,309	751,994	41,517,174	984,503	2,798,262	104,569
香川県	高松	1,454,344	5,493,664	1,042,401	41,841,061	1,270,334	4,224,121	126,473
	丸亀	326,614	318,421	123,211	7,384,618	172,467	342,633	31,024
	坂出	223,228	150,208	30,700	5,611,738	79,333	175,284	996
	観音寺	324,275	251,815	117,642	5,197,457	46,394	258,495	48,755
	長尾	158,712	94,994	23,720	3,085,336	148,534	157,820	47,333
	土庄	71,176	47,242	24,620	1,323,517	35,390	78,896	8,286
	計	2,558,349	6,356,344	1,362,294	64,443,727	1,752,452	5,237,249	262,867
愛媛県	松山	1,308,709	1,704,142	587,294	43,761,324	1,402,252	4,104,300	46,455
	今治	488,600	487,107	149,545	8,598,357	164,040	275,718	144,228
	宇和島	183,988	110,770	95,279	4,319,831	46,650	128,593	12,348
	八幡浜	159,760	129,511	29,496	3,100,673	25,166	112,669	4,545
	新居浜	166,643	203,869	124,499	5,006,705	88,454	197,119	8,093
	伊予西条	168,122	98,320	46,400	3,421,519	53,957	88,005	25,992
	大洲	82,862	38,857	18,174	2,228,487	62,436	48,331	25
	伊予三島	196,955	929,810	28,171	6,071,265	90,947	169,520	72,696
計	2,755,639	3,702,386	1,078,858	76,508,161	1,933,902	5,124,255	314,382	
高知県	高知	641,261	816,467	429,664	25,645,643	731,005	2,602,528	138,963
	安芸	88,404	25,473	-	1,742,290	31,229	39,549	600
	南国	155,003	143,182	3	4,194,705	58,108	89,357	2,475
	須崎	115,659	135,431	-	2,416,095	36,586	79,018	482
	中村	125,451	51,365	40,697	3,288,851	43,286	93,826	1,166
	伊野	93,749	69,706	51	2,398,717	40,854	57,215	5,014
計	1,219,527	1,241,624	470,415	39,686,301	941,068	2,961,493	148,700	
全管計	164,993,608	12,586,663	3,663,561	222,155,363	5,611,925	16,121,259	830,518	

(注) この表は、「(1)総括」の「本税額」欄を税務署別に示したものである。

3 - 2 源泉徴収義務者数

(1) 税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 14 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得	給与所得	報酬・料金所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳 島 県	徳 島	198	265	13	11,915	9,897	19
	鳴 門	74	87	3	4,212	3,198	8
	阿 南	99	40	3	2,716	1,833	4
	川 島	27	19	1	1,615	1,279	1
	脇 町	20	21	1	1,193	980	4
	池 田	17	23	2	1,281	1,049	3
	計	435	455	23	22,932	18,236	39
香 川 県	高 松	275	586	20	15,393	13,406	48
	丸 亀	95	153	6	4,727	3,684	10
	坂 出	71	122	1	4,000	3,116	5
	観 音 寺	71	116	4	4,607	2,677	6
	長 尾	56	80	1	2,856	2,438	15
	土 庄	28	70	1	1,497	1,224	2
	計	596	1,127	33	33,080	26,545	86
愛 媛 県	松 山	335	574	17	17,390	13,117	34
	今 治	111	168	3	6,120	5,067	17
	宇 和 島	115	75	3	4,499	2,906	9
	八 幡 浜	34	70	2	3,738	1,889	4
	新 居 浜	53	80	4	3,400	2,225	6
	伊 予 西 条	69	77	2	3,046	2,283	5
	大 洲	42	50	1	1,857	1,421	3
	伊 予 三 島	55	111	4	2,937	2,236	16
計	814	1,205	36	42,987	31,144	94	
高 知 県	高 知	168	459	12	10,559	8,113	20
	安 芸	54	38	-	1,807	886	3
	南 国	54	75	1	2,920	1,639	6
	須 崎	54	63	-	2,168	1,221	1
	中 村	78	57	1	2,335	1,411	5
	伊 野	44	46	1	1,867	1,127	3
	計	452	738	15	21,656	14,397	38
全 管 計	2,297	3,525	107	120,655	90,322	257	

資料：法人課税課調

用語の説明：源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

源泉徴収義務者数

(参考)

税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 13 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	報酬・料金の所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳島県	徳島	193	268	10	11,852	9,881	21
	鳴門	79	83	3	4,117	3,133	9
	阿南	95	47	3	2,796	1,897	4
	川島	29	19	1	1,613	1,256	1
	脇町	21	20	1	1,211	1,032	-
	池田	18	30	3	1,272	1,015	2
	計	435	467	21	22,861	18,214	37
香川県	高松	277	612	22	15,335	13,475	48
	丸亀	98	164	7	4,688	3,636	10
	坂出	75	118	1	4,067	3,145	5
	観音寺	74	118	4	4,640	2,672	5
	長尾	57	84	1	2,883	2,574	17
	土庄	28	68	1	1,581	1,238	4
	計	609	1,164	36	33,194	26,740	89
愛媛県	松山	346	575	17	17,407	13,197	30
	今治	109	191	3	6,259	5,143	18
	宇和島	117	78	3	4,576	2,903	7
	八幡浜	35	74	2	3,786	1,937	3
	新居浜	54	79	4	3,419	2,178	6
	伊予西条	69	81	2	2,995	2,294	3
	大洲	34	53	1	1,874	1,422	2
	計	816	1,249	36	43,283	31,347	84
高知県	高知	170	483	12	10,646	8,014	15
	安芸	59	39	-	1,694	875	1
	南国	58	83	1	2,938	1,621	5
	須崎	57	68	-	2,185	1,211	-
	中村	46	62	1	2,367	1,379	4
	伊野	48	47	1	1,825	1,084	5
	計	438	782	15	21,655	14,184	30
全管計	2,298	3,662	108	120,993	90,485	240	

(2) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成14年6月30日現在						
	署所管法人	調査課所管 法	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10人未満	52,142	31	234	343	3,771	38,692	95,213
10人以上30人未満	15,190	35	251	225	689	1,168	17,558
30人以上100人未満	4,690	117	239	163	464	112	5,785
100人以上500人未満	1,142	194	136	279	96	12	1,859
500人以上	69	85	20	59	7	-	240
計	73,233	462	880	1,069	5,027	39,984	120,655
平成13年6月30日現在	73,371	458	833	1,090	5,037	40,204	120,993

(参考)

給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成13年6月30日現在						
	署所管法人	調査課所管 法	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10人未満	52,141	26	220	365	3,727	38,879	95,358
10人以上30人未満	15,213	29	220	210	752	1,204	17,628
30人以上100人未満	4,772	116	236	162	447	109	5,842
100人以上500人未満	1,176	203	138	292	105	12	1,926
500人以上	69	84	19	61	6	-	239
計	73,371	458	833	1,090	5,037	40,204	120,993
平成12年6月30日現在	73,150	487	889	1,099	5,045	40,453	121,123

3 - 3 民間給与実態統計調査結果(抜粋)

(1) 民間給与実態統計調査の説明

この3 - 3における表は、平成13年分の民間給与と所得者について、標本調査により調査したもののうち、高松国税局管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国計数よりも大きくなることに留意すること。

なお、全国分についての詳細は、国税庁で刊行している「平成13年分税務統計から見た民間給与の実態」を参照すること。

イ 調査の目的

民間企業における年間給与の実態を、企業規模別、業種別、事業所規模別、給与階級別等に明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

ロ 調査の対象

平成13年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としているが、次に掲げる者は調査対象から除外した。

- (イ) 日雇労働者
- (ロ) 公務員、公団・公庫等職員
- (ハ) すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

ハ 調査の方法

標本給与所得者の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

(イ) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付した。

(ロ) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

事業所の従事員数等による層別、抽出率等は、次のとおりである。

区 分	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率	事業所における給与所得者の抽出率	全体としての給与所得者の抽出率 ×	全 国		高 松 局	
					標 本 事業所数	標本給与 所得者数	標 本 事業所数	標本給与 所得者数
	人				所	人	所	人
第 1 層	1 ~ 9	1 / 400	1 / 1	1 / 400	5,096	17,918	177	184
第 2 層	10 ~ 29	1 / 200	1 / 2	1 / 400	2,139	18,204	95	122
第 3 層	30 ~ 99	1 / 60	1 / 5	1 / 300	2,429	26,211	75	120
第 4 層	100 ~ 499	1 / 15	1 / 20	1 / 300	3,108	34,122	95	139
第 5 層	500 ~ 999	1 / 3	1 / 50	1 / 150	1,569	24,408	28	65
第 6 層	1,000 ~ 4,999	1 / 1	1 / 100	1 / 100	2,661	63,402	51	167
第 7 層	5,000人以上	1 / 1	1 / 200	1 / 200	337	25,395	4	29
第 8 層	本 社	1 / 1	1 / 10	1 / 10	2,888	49,695	40	93
計					20,227	259,355	565	919

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

(2) 企業規模別の給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与				
	12 年		13 年		増 減	13/12	12 年	13 年	増 減	13/12	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比							
個 人	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%	
	84,540	7.0	83,306	6.7	1,234	98.5	2,450	2,568	118	104.8	
(資本金階級別 株式会社)	2,000万円未満	223,259	18.5	212,308	17.0	10,951	95.1	3,668	4,224	556	115.2
	2,000万円以上	230,414	19.1	238,828	19.2	8,414	103.7	4,054	4,153	99	102.4
	1 億 円 以 上	90,198	7.5	87,168	7.0	3,030	96.6	4,295	4,669	374	108.7
	10 億 円 以 上	107,839	8.9	116,565	9.4	8,726	108.1	5,810	5,878	68	101.2
計	651,710	53.9	654,869	52.6	3,159	100.5	4,246	4,552	306	107.2	
その他の法人	472,819	39.1	507,472	40.7	34,653	107.3	3,761	3,640	121	96.8	
合 計	1,209,069	100.0	1,245,647	100.0	36,578	103.0	3,930	4,048	118	103.0	

(注)1 この表は標本調査に基づく推計値であるので、税務統計の関連数値とは一致しない。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

2 計数は、1年勤続者分である。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

(3) 業種別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	12 年		13 年		増 減	13/12	12 年	13 年	増 減	13/12
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比						
建 設 業	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
	173,405	14.3	166,701	13.4	6,704	96.1	4,351	3,987	364	91.6
織 維 工 業	38,112	3.2	49,502	4.0	11,390	129.9	3,570	3,250	320	91.0
化 学 工 業	33,030	2.7	49,152	3.9	16,122	148.8	4,359	4,422	63	101.4
金 属 機 械 工 業	83,054	6.9	107,297	8.6	24,243	129.2	4,366	4,434	68	101.6
その他の製造業	112,641	9.3	125,189	10.1	12,548	111.1	3,590	3,851	261	107.3
卸 小 売 業	236,080	19.5	247,454	19.9	11,374	104.8	3,261	3,570	309	109.5
金融保険・不動産業	49,310	4.1	49,765	4.0	455	100.9	4,987	5,052	65	101.3
運輸通信公益事業	98,925	8.2	78,252	6.3	20,673	79.1	4,878	4,993	115	102.4
サ ー ビ ス 業	354,907	29.4	346,371	27.8	8,536	97.6	3,836	4,137	301	107.8
農 林 水 産 ・ 鉱 業	29,605	2.4	25,964	2.1	3,641	87.7	3,076	3,178	102	103.3
合 計	1,209,069	100.0	1,245,647	100.0	36,578	103.0	3,930	4,048	118	103.0

3 源泉所得税

(4) 事業所規模別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	12 年		13 年		増 減	13/12	12 年	13 年	増 減	13/12
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比						
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
10人未満	283,555	23.5	291,818	23.4	8,263	102.9	3,237	3,114	123	96.2
10人 ~ 29人	238,327	19.7	243,249	19.5	4,922	102.1	4,024	4,184	160	104.0
30人 ~ 99人	249,953	20.7	256,460	20.6	6,507	102.6	3,795	4,128	333	108.8
100人 ~ 499人	256,400	21.2	263,772	21.2	7,372	102.9	3,906	4,000	94	102.4
500人 ~ 999人	63,966	5.3	65,695	5.3	1,729	102.7	4,486	5,199	713	115.9
1,000人以上	116,868	9.7	124,653	10.0	7,785	106.7	5,461	5,295	166	97.0
合 計	1,209,069	100.0	1,245,647	100.0	36,578	103.0	3,930	4,048	118	103.0

(5) 給与階級別給与所得者数及び給与額

区 分	給与所得者数		給与総額		税 額		税額割合 /	一人当たり税額
	人数	構成比	総額	構成比	金額	構成比		
	人	%	百万円	%	百万円	%	%	円
100万円 以下	71,342	5.7	60,480	1.2	353	0.2	0.6	4,948
200万円 "	176,832	14.2	262,322	5.2	3,255	1.7	1.2	18,407
300万円 "	248,304	19.9	626,628	12.4	14,193	7.2	2.3	57,160
400万円 "	253,779	20.4	886,030	17.6	21,126	10.7	2.4	83,246
500万円 "	180,441	14.5	802,525	15.9	18,591	9.4	2.3	103,031
800万円 "	233,866	18.8	1,435,519	28.5	43,645	22.2	3.0	186,624
1,000万円 "	46,781	3.8	410,677	8.1	19,084	9.7	4.6	407,943
1,500万円 "	25,025	2.0	299,962	5.9	22,615	11.5	7.5	903,696
2,000万円 "	5,781	0.5	98,664	2.0	12,432	6.3	12.6	2,150,493
2,000万円 超	3,496	0.3	158,969	3.2	41,615	21.1	26.2	11,903,604
合 計	1,245,647	100.0	5,041,777	100.0	196,909	100.0	3.9	158,078